

山梨県造林補助事業実施要領の運用について

	平成 3年 5月 8日	森整第 4-100号
一部改正	平成 3年12月25日	森整第12-82号
一部改正	平成 4年 6月30日	森整第 6-35号
一部改正	平成 4年 9月 1日	森整第 7-33号
一部改正	平成 5年 6月29日	森整第 4-62号
一部改正	平成 6年 8月29日	森整第 7-45号
一部改正	平成 7年 4月24日	森整第 4-113号
一部改正	平成 8年 7月10日	森整第 5-36号
一部改正	平成 9年 9月 1日	森整第 5-104号
一部改正	平成10年 7月 1日	森整第 4-57号
一部改正	平成11年 9月27日	森整第 4-36号
一部改正	平成12年 9月29日	森整3第 8-8号
一部改正	平成13年 9月 6日	森整3第 4-21号
一部改正	平成14年12月12日	森整3第12-10号
一部改正	平成20年 9月1日	森整第 858号
一部改正	平成24年 1月27日	森整第2296号

山梨県造林補助事業の実施については、山梨県造林補助事業実施要領（昭和62年9月9日森整第8-55号以下「要領」）（要領で適用する森林環境保全整備事業実施要領（以下「国要領」）等を含む。）によるほか、本通知によるものとする。

1 事業の内容等について

(1) 補助対象とする植栽樹種は次のものとする。

ア 国内樹種

(ア) スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、ウラジロモミ、トウヒ、シラベ、サワラ

(イ) (ア) 以外の樹種については、木材生産と国土保全を目的としたもので知事が適当と認めるものを補助対象とする。

イ 外国樹種

デーダーマツ、ストロブマツ、カラマツ類、アカシア類

(2) 使用する苗木は山梨県林業用種苗生産需給調整要綱（昭和38年3月5日付け林導第3-13号）に基づく山梨県林業用種苗生産需給調整協議会の協議対象になったもの、その他知事が適当と認めるものとする。

(3) 補助対象となる1ha当たりの植栽本数は、次の範囲とする。

ア 育成単層林

スギ1,500～3,000本（3,000本以上は3,000本とする。）

ヒノキ1,500～3,500本（3,500本以上は3,500本とする。）

アカマツ1,500～4,000本（4,000本以上は4,000本とする。）

カラマツ1,500～3,000本（3,000本以上は3,000本とする。）

その他針葉樹1,500～3,000本（3,000本以上は3,000本とする。）

キリ200～500本（500本以上は500本とする。）

その他広葉樹1,500～4,500本（4,500本以上は4,500本とする。）

イ 育成複層林

針葉樹1,000～3,000本（3,000本以上は3,000本とする。）

広葉樹1,000～3,000本（3,000本以上は3,000本とする。）

ウ 被害森林整備の補助対象とする最低植栽本数は、実面積（復旧区域面積×植栽率）1ha当たり1,500本とする。

（4）前項のア及びイの規定にかかわらず県有林造林においては植栽本数を補助対象とする。

（5）補助対象となる最低活着率は、植栽本数の80%とする。

（6）樹下植栽等のうち天然更新による森林の育成を目的として行う不用萌芽の除去における残存木の基準本数は、次のとおりとし、基準本数のおおむね20%の範囲にあるものを補助対象とする。なお、実施時期はI齢級を原則とする。

ア クヌギは1アール当たり40～50本（1株当たり2～3本）

イ その他の樹種は1アール当たり60～90本（1株当たり3～4本）

（7）被害森林整備における人工造林については、被害区域面積の造林木の本数被害率が30パーセント以上の林分において実施するものとし、原則として造林関係災害調査要領（昭和46年9月23日付け指第9-45号）により災害発生通知が提出されていることとする。

（8）事業主体について

国要領第1の1の(2)に規定する森林所有者の団体が事業を実行するに当たっては、補助金の受領及び配分についての帳簿等を整理保管するものとする。

2 事業の規模について

（1）更新伐及び育成複層林の造成及び育成のために行う整備（帯状又はモザイク状の整備を含む。）の事業規模は、実施区域面積とする。

（2）被害森林整備の事業規模は、被害区域面積とする。ただし、補助対象面積は、実面積とする。

なお、補助金交付申請書の面積欄には、実面積を記載し、造林実測図には区域面積を記載すると共に、植栽率（当該造林地の当初のha当たり植栽本数で今回ha当たり改植本数を除したものを。）を記入しておくこと。

3 標準単価の設定等について

（1）標準単価の設定及び間接費の算出については、要領によるほか森林環境保全整備事業における標準単価等の設定について（平成23年3月31日付け22林整整第867号林野庁森林整備部整備課長通知）及び本通知に定めるところによる。

4 森林作業道整備について

（1）森林作業道の構造規格、設計の基準等は山梨県森林作業道作設指針（平成23年3月22日付け森整第2064号）の定めるところとする

森林作業道等開設又は改良の補助対象事業費の構成及びその内容は「森林整備保全事業設計積算要領の制定について」（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）の規定を準用する。

（2）森林作業道を保安林等に開設する場合には、関係法令等に基づき、その許可を受けて実施すること。

（3）造林補助事業により開設を完了している森林作業道の全部又は一部が災害により流出又は崩壊した場合にあって、当該森林作業道計画に係る造林が完了していない場合については、流出又は崩壊した森林作業道部分と同一の路線をとる森林作業道開設であっても補助対象とすることができる。

この場合、申請書備考欄に「〇年〇月豪雨に伴う新設」等と記入するとともに、当該申請書に作業道等の被災状況が判別できるような写真、森林作業道開設内容を明らかにした書類を添付すること。